









# 農林漁業施設資金の概要

農林漁業の持続的かつ健全な発展を図るため、農林水産物の生産・流通・加工・販売及びその他の共同利用施設の整備、又は農林漁業者が実施する農業施設・林業施設・水産施設の整備等に必要な資金を日本公庫等が融資します。

## 1 借入対象者

- (1) 農林漁業を営む者
- (2) 農業協同組合、農業協同組合連合会、農業共済組合、農業共済組合連合会、土地改良区、土地改良区連合及び農業振興法人等

## 2 資金用途

農林漁業施設の整備等を行うために必要な次に掲げる資金

- (1) 主務大臣指定施設（農林漁業を営む者）  
農林漁業施設の改良・造成・復旧・取得等
- (2) 共同利用施設  
農林漁業者の共同利用に供する施設の改良・造成・復旧・取得

## 3 借入条件

- (1) 借入金利 資金用途に応じて 0.10～0.90% (令和2年3月18日現在)



貸付当初5年間実質無利子化

- (2) 償還期限  
主務大臣指定施設 原則：15年（うち据置期間3年）以内  
共同利用施設 原則：20年（うち据置期間3年）以内
- (3) 貸付限度額  
主務大臣指定施設 原則：負担額の80%  
(但し、資金用途によっては上限額あり)  
共同利用施設 負担額の80%

## 4 取扱融資機関

（株）日本政策金融公庫（沖縄県にあっては、沖縄振興開発金融公庫）

## 5 問い合わせ先

- （株）日本政策金融公庫の各支店（本店フリーコール TEL:0120-154-505）
- 沖縄振興開発金融公庫（TEL:098-941-1840）



# 農業経営負担軽減支援資金の概要

## 【償還負担の軽減を図るための資金（負債整理資金）の借入れ】

経済環境の変化等によって、負債の償還が困難となっている農業者に対し、その償還負担の軽減を図るために必要な資金を融通します。

### 1 借入対象者

以下の条件を満たす農業者（法人を含む。）

- ・農業経営改善に取り組む意欲と能力を有するもの
- ・60歳未満の者では、主として農業に従事（60歳以上の者の場合は後継者が農業に従事）しているもの
- ・農業所得が総所得の過半を占めるもの
- ・現に約定償還金の一部の返済が可能であるもの

### 2 借入条件

#### 実質無担保化

（1）資金使途：営農負債の借換え

（2）借入限度額：営農負債の残高

（3）借入金利：0.10%（令和2年3月18日現在） 貸付当初5年間実質無利子化

（4）償還期限：10年（うち据置期間3年）以内

※ ただし、既往債務の年間償還額からみて、特に必要があると認められる場合の償還期限は15年以内

**農業信用基金協会の債務保証に係る保証料を保証当初5年間**

### 3 取扱融資機関

農協、信用農協連合会、農林中金、銀行、信用金庫、信用組合

### 4 利用方法

借入希望者は、最寄の窓口機関（農協、銀行等）に必要書類（※）を提出

（最寄の窓口機関がご不明な場合は、都道府県の農業制度資金担当課又は普及指導センターに照会下さい。）

※必要書類については、最寄りの窓口機関にお問い合わせ下さい。

## 漁業経営改善支援資金の概要

認定漁業者に対して、漁業経営改善計画の達成に必要な長期資金を  
(株)日本政策金融公庫が融通する。

### 1 貸付資金の種類

漁業経営改善計画の達成に必要な長期資金全般

- ① 漁船の改造、建造又は取得に要するもの
- ② 漁具、養殖施設、その他漁業経営の改善に必要な施設の改良、造成又は取得に要するもの
- ③ 漁業経営の改善のため必要な長期運転資金

### 2 借受資格者

認定漁業者（※）

※ 認定漁業者とは、漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法（昭和51年法律第43号）第4条第1項に規定する漁業経営改善計画を作成して、農林水産大臣又は都道府県知事の認定を受けた者をいう。

### 3 貸付条件 → 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた漁業者に対し、 貸付当初5年間実質無利子化

借入限度額：資金使途に応じ3,000万円～

借入金利：資金使途に応じ0.10%～0.25%（令和2年3月18日現在）

償還期限：15年以内（据置3年以内）

融資率：原則80%以内

### 4 融資機関

(株)日本政策金融公庫

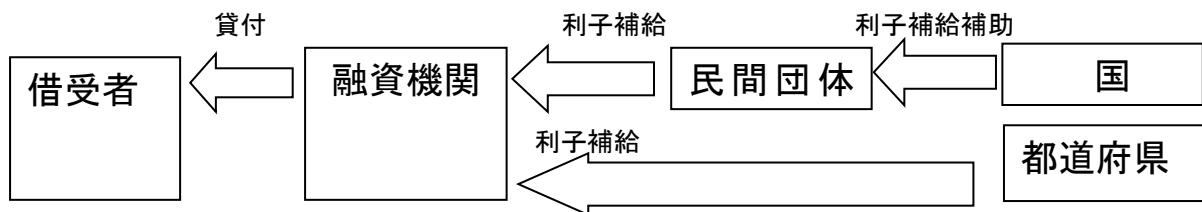
### 5 担当課

水産庁水産経営課 03-6744-2347（直）



## 漁業経営維持安定資金の概要

漁業の経済的諸条件の著しい変動、漁業を取り巻く国際環境の変化等により経営が困難に陥っている中小漁業者に対し、その経営の再建を図るために必要な資金を円滑に融通するため、国や都道府県が利子補給措置を講じることにより、漁業経営の再建に資することを目的とする。



### 1 貸付資金の使途

固定化債務等の借替

### 2 借受資格者

- ・漁業経営再建計画を作成し、都道府県知事（遠洋かつお・まぐろ漁業、遠洋底びき網漁業については農林水産大臣）の認定を受けた者

### 3 貸付条件

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた漁業者に対し、  
貸付当初5年間実質無利子化、実質無担保化、保証料当初5年間免除

下記表のとおり

	貸付利率※	貸付限度額	償還期間（据置期間）
漁船漁業者	0.1%	4千万円～4億円（漁船の合計総トン数による）	原則10年以内 (3年以内)
養殖漁業者	0.1%	4千万円	
定置漁業者	0.1%	4千万円（大型定置漁業は8千万円）	

（※令和2年3月18日現在。都道府県については基準。遠洋かつお・まぐろ漁業、遠洋底びき網漁業は0.6%。）

### 4 融資機関

漁業協同組合、信漁連、農林中金、銀行等

### 5 担当課

水産庁水産経営課 03-3502-8418（直）